## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

令和2年4月1日

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

当機構では、次世代育成支援対策推進法に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるという法の趣旨の下、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の通り行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

## 2. 計画内容

目標:仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進し、職員が 育児や家事に参加しやすい環境を整備するとともに、職員の健康 維持の観点も踏まえ、育児休業等の各制度の利用促進及び柔軟な 働き方や年次休暇の取得促進を図る。

## 対 策:1) 育児休業等の各制度の利用促進を図る。

- ① 出産や育児にかかる制度・手続きに関する周知を行う。
- ② 育児・介護休業法の趣旨を踏まえ、産後休暇中の男性の育児参加を促す(特別休暇及び育児休業の活用)。
- 2) 柔軟な働き方の促進
  - ① 時差勤務制度(導入済み)の拡大運用や仕事と子育てを両立するためのテレワーク活用を行い、柔軟な働き方を促進する。
- 3) 年次休暇の取得促進を図る。
  - ① 休みやすい職場環境作りを意識し、計画的に年次休暇を取得できるよう奨励する。
  - ②子どもや家族の行事、連休等に合わせた年次休暇の取得を 奨励する。
  - ③ 機構内の共通ポータルや主要な会議等で年次休暇の取得を 奨励する。